

番 号 : 131207
 国 名 : ホンジュラス
 担当部署 : 経済基盤開発部 ジェンダー平等・貧困削減推進室
 案件名 : 地方女性のための生活向上支援

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 生活向上支援
- (2) 格 付 : 2～3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年1月下旬から2014年10月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1. 10M/M、現地 6. 00M/M、合計 7. 10M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間 第1次現地業務 国内作業 第2次現地業務 国内作業 第3次現地業務 整理期間
 7日 60日 5日 60日 5日 60日 5日

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、概ねの計画は上記のとおりです。同計画をベースとし、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月26日(12時まで)
- (4) 提出場所 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出、
 または調達部受付 (JICA本部1F) への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件 (業務実施契約単独型のみ) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入します。提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ) をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	女性の経済的エンパワメントに係る各種業務
対象国/類似地域	ホンジュラス/中南米
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

ホンジュラス国政府は2001年に貧困削減戦略文書 (PRSP) を策定し、国の最重要課題である貧困削減に取り組んできた。PRSPでは、同国の貧困層の多くが社会的弱者(女性、子供、失業者等)であることから、「特定グループへの社会的保護」として社会的弱者支援を重要課題のひとつに掲げている。また、2010年に国会承認された「国家ビジョン 2010-2038」、「国家計画 2010-2022」でも「貧困削減」への取り組みは4つの国家目標のひとつに掲げられている。

大統領府直轄機関である家族支援プログラム (PRAF) は、社会的弱者の生活向上を目的としてプロジェクトを実施している。JICAはPRAFをカウンターパート (C/P) 機関とし、技術協力プロジェクト「地方女性のための小規模起業支援プロジェクト」(通称MeM) (2003年～2008年) を実施した。プロジェクトでは様々な業種の女性グループの起業、また女性のエンパワメントについても成果が確認され、それら経験を取りまとめたMeMガイドラインとマニュアルも作成された。しかしながら、これらの経験の普及員との共有や、他地域への普及には至っておらず、これら普及能力を高めるため組織の機能強化及び職員的能力向上の必要性が認められた。

こうした背景の下、ホンジュラス政府は我が国政府に対し、C/P機関であるPRAF女性局(以下「女性局」)の機能強化と職員的能力向上を支援する個別専門家の派遣を要請した。

本業務は、地方貧困女性の生活向上に係る現状や課題を整理した上で、PRAFの能力強化の観点から女性局のスーパーバイザーや普及員等に必要となる研修企画・実施の支援を行い、女性局の機能強化に係る提言を取りまとめることとする。なお、2012年10月より2013年3月にかけて本案件の前任の専門家が「7. 業務の内容【前任の専門家により2012年12月から2013年3月にかけて実施された業務内容】」に示す内容の現地調査を実施済みである。本業務従事者は前任専門家の業務を引き継いで行うこととする。

なお、平成24年度要望調査では、PRAFが実施する条件付現金給付 (CCT) プログラムに関連し、CCT受給世帯の生活改善・生計向上を、金融包摂の促進を通じて図ることを目的とした「CCT (ポノ・ディエス・ミル) 計画向上プロジェクト」(案件名称変更予定。以下、新規技プロ) が提案され、採択されている。新規技プロにおいても、本事業と同様に女性を含む貧困世帯の生活向上支援が重要なコンポーネントとなっていることから、本事業と新規技プロを一体的に捉え、相乗効果が生まれるよう進めていく必要がある。このため、本業務従事者は、女性局とCCT関係部局との効果的な連携を提案・推進することにより、PRAF全体の貧困削減のための機能・能力強化に貢献することも期待されている。

7. 業務の内容

本業務は、下記のとおり前任が実施した業務結果を基に、PRAFの地方女性の生活向上支援に向けた機能強化を目的とし、女性局のスーパーバイザーや研修員等を対象とした研修プログラムの企画及び実施支援、並びにPRAFの更なる機能強化のための提言を行うことを目的とする。

【前任の専門家により2012年12月から2013年3月にかけて実施された業務内容】

- ・女性局の地方女性生活向上支援における主要課題の整理
- ・PRAFの他の事業、特に貧困層支援の中心的柱となっているCCTについての情報収集
- ・女性局普及員に対する他ドナー・国際機関の支援を調査
- ・女性局スーパーバイザーを対象としたTOT及び普及員を対象とした研修の実施

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2014年1月下旬)

- ① 前任の活動結果及び各種収集資料の内容を把握する。
- ② 新規技プロを含む、ホンジュラスにおけるJICA及び他ドナーの関連事業について情報収集を行う。
- ③ 小規模起業支援を通じた貧困女性の経済的エンパワメントに関する国際的な議論や事例を把握する。特に、公的機関による支援の在り方や、民間リソースとの連携、各種金融サービスの効果的な利用等に関しては、十分な情報収集を行う。
- ④ ワーク・プラン(和文・西文)を作成し、JICA経済基盤開発部へ提出する。

(2) 現地派遣期間 (2014年2月上旬～2014年4月上旬)

- ① ワーク・プランに基づき、業務計画をJICAホンジュラス事務所及びPRAFへ説明・合意を得る。
- ② 大統領選後のPRAF新体制について情報収集・確認を行う。

- ③ 前任の業務結果及びPRAF新体制に係る情報収集結果を踏まえ、PRAFの貧困女性生活向上支援に係る現状把握を技術支援・融資の両側面から行い、課題を再整理する。
- ④ 前任が作成した研修計画、②にて確認したPRAFの新体制及び事業計画、並びに③にて再整理した課題を踏まえ PRAFのスーパーバイザー及び普及員等を対象とした研修計画を策定する。
- ⑤ ④の研修計画に則り、PRAFスーパーバイザー及び普及員等を対象とした研修用教材の改訂・作成を支援する。
- ⑥ ④の研修計画に則り、PRAFスーパーバイザー及び普及員を対象とした研修実施を支援する。
- ⑦ 普及員によるコミュニティレベルでの貧困女性生活向上支援活動の実践に関するモニタリング計画を策定する。(PRAFとの協議を通じ2コミュニティ程度を選定)
- ⑧ 普及員によるコミュニティレベルでの貧困女性生活向上支援活動の実践に関するモニタリングを行う。
- ⑨ ⑥の研修実施及び⑧の活動実践モニタリングを通じ確認された課題を取りまとめる。
- ⑩ CCT等、PRAFの他事業に関する情報収集、関係部署との意見交換を通じ、女性局事業と他事業の効果的な連携可能性について検討する。
- ⑪ ⑨、⑩を踏まえ、研修計画(研修用教材の内容を含む)及び活動実践モニタリング計画についてPRAFと協議の上修正する。
- ⑫ 現地業務結果報告書(和文・西文)を作成し、JICAホンジュラス事務所及びPRAFへ報告する。

(3) 国内作業期間(第1次及び2次、各現地派遣帰国時)

- ① 次回現地派遣期間のワーク・プランを作成する。
- ② JICA経済基盤開発部に対し、現地派遣結果を報告するとともに、次回現地派遣時の業務内容につき協議し、必要に応じワーク・プランを修正する。

(4) 第2次現地派遣期間(2014年5月上旬～6月下旬)

- ① PRAFスーパーバイザー及び普及員を対象とした研修用教材の改訂及び実施を支援する。
- ② 普及員によるコミュニティレベルでの貧困女性生活向上支援活動の実践モニタリングを継続する。
- ③ ①の研修実施及び②の活動実践モニタリングを通じ確認された課題を取りまとめる。
- ④ モニタリング対象コミュニティにおいて、貧困女性生活向上支援に関わる機関を把握し、その支援スキームや活動状況、PRAFの活動との関わりについて現状を確認し、連携可能性について検討する。
- ⑤ CCT等、PRAFの他事業に関する情報収集、関係部署との意見交換を通じ、女性局事業と他事業の効果的な連携可能性について検討する。
- ⑥ ③、④、⑤を踏まえ、研修計画及び活動実践モニタリング計画についてPRAFと協議の上修正する。
- ⑦ 現地業務結果報告書(和文・西文)を作成し、JICAホンジュラス事務所及びPRAFへ報告する。

(5) 第3次現地派遣期間(2014年8月上旬～9月下旬)

- ① 研修実施、活動実践モニタリング、PRAF及び関係機関との協議を通じて得られた教訓や抽出された課題を基に、貧困女性生活向上支援に係る女性局の機能強化に必要な体制、業務内容、キャパシティ、他機関との連携の在り方等についてPRAFと協議の上、整理・分析する。
- ② ①の結果を踏まえ、貧困女性生活向上支援に係るPRAFの機能強化に向けた提言を取りまとめ、提言書を作成する。
- ③ 女性局とともに、PRAF幹部及び関係機関に対し提言を発表する。
- ④ 現地業務結果報告書(西文)を作成し、JICAホンジュラス事務所及びPRAFへ報告する。

(6) 帰国後整理期間(2014年10月上旬～中旬)

- ① 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワーク・プラン(和文2部: 監督職員、分任監督職員、西文3部: 監督職員、分任監督職員、PRAF)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

(2) 現地業務結果報告書（第1次及び第2次派遣分は、和文2部：監督職員、分任監督職員、西文3部：監督職員、分任監督職員、PRAF、第3次派遣分は西文3部：監督職員、分任監督職員、PRAF）

記載項目は以下のとおり。

① 業務の具体的内容

② 業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書（和文2部：監督職員、分任監督職員）

記載項目は以下のとおり。

① 業務の具体的内容

② 業務の達成状況

③ 業務実施上遭遇した課題とその対処

④ PRAFに残された課題、PRAFの機能強化に係るJICAへの提言

⑤ その他

(4) 研修用教材（西文3部：監督職員、分任監督職員、PRAF）及び 目次和訳（和文1部）

(5) 貧困女性生活向上支援に係るPRAFの機能強化に向けた提言書（和文2部：監督職員、分任監督職員、西文3部：監督職員、分任監督職員、PRAF）

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構ホンジュラス事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・車両関係費：12,000円×10日＝120,000円／月

・資料等作成費：10,000円＝10,000円／月 等

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

具体的な国内準備期間、現地派遣期間、現地派遣の間の国内作業期間、帰国後整理期間については、プロポーザルで提案することが可能です。ただし、国内、海外ともに設定されたM/Mを超えることはできません。（概ねの時期は、7. 業務内容に記載のとおり）。

③ 現地での業務体制

本件は、個別専門家派遣であり、C/PであるPRAF女性局とともに業務を遂行いただきます。同時期にPRAFに派遣されている専門家はありません。

③ 便宜供与内容

JICAホンジュラス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

なし

イ) 宿舍手配

なし（ただし、現地到着直後の宿泊手配及び、ホテルリストの提示は可能）

- ウ) 車両借上げ
なし（ただし、車両借り上げに係る情報提供は可能）
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
着任後の表敬訪問等はJICAがアレンジ。
- カ) 執務スペースの提供
PRAF内に執務スペース提供（ネット環境あり）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構経済基盤開発部ジェンダー平等・貧困削減推進室（TEL:03-5226-6946）にて配布します。

- ・前任の業務完了報告書
- ・新規技プロ関連情報（詳細計画策定調査M/M等）

②先行プロジェクトであるホンジュラス「地方女性のための小規模起業支援プロジェクト」（通称MeM）については、当機構のウェブサイトに関連情報が公開されています。

- ・プロジェクトホームページ（<http://www.jica.go.jp/project/honduras/2391068E0/index.html>）

また、同プロジェクトに係る各種評価報告書（運営指導（中間評価）、終了時評価、第2回終了時評価）は、JICA図書館ポータルサイトから入手いただけます。

(1) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② ホンジュラス国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、JICAホンジュラス事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上